
AMT/NEWSLETTER

Competition

2026年6月12日

COMPETITION NEWSLETTER(2026/6)

Contents

- I. 公正取引委員会が公表した「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0」について
 - 1. 「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0」の位置づけ
 - 2. 生成 AI 関連市場の概要に関するアップデート
 - 3. 独占禁止法上の論点の再整理
 - 4. おわりに
- II. 公正取引委員会による「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」改正案に対する意見募集
 - 1. はじめに
 - 2. 流通・取引慣行ガイドラインについて
 - 3. 本改正案の背景
 - 4. 本改正案の概要
 - 5. おわりに
- III. 2026年3月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News (受賞歴)

I. 公正取引委員会が公表した「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0」について

弁護士 山田 篤 / 弁護士 新藤 友理

1. 「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0」の位置づけ

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2026年4月16日、「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0」(以下「ver.2.0 報告書」という。)を公表した¹。AI 関連では、これまで公取委から以下表の①～④が公表されている。

今般公表された ver.2.0 報告書では、2025年6月に公取委が公表した「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.1.0」²(以下「ver.1.0 報告書」という。以下表の③に該当)について、生成 AI 関連市場の概要の更新、自動運転市場の概要の追加、及び独占禁止法上の論点の再整理等を行うといったアップデートが行われている。また、ディスカッションペーパー(以

1 「(令和8年4月16日)生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0 について」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/apr/260416_generativeai.html

2 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250606_generativeai02.pdf

下表の②に該当)及び ver.1.0 報告書の内容を集約して、ver.1.0 報告書では把握しきれなかった点も含めて、現時点の生成 AI 関連市場の実態が改めて整理されている。

本稿では、ver.2.0 報告書でアップデートされた、生成 AI 関連市場の概要と独占禁止法上の論点の再整理について概説する。

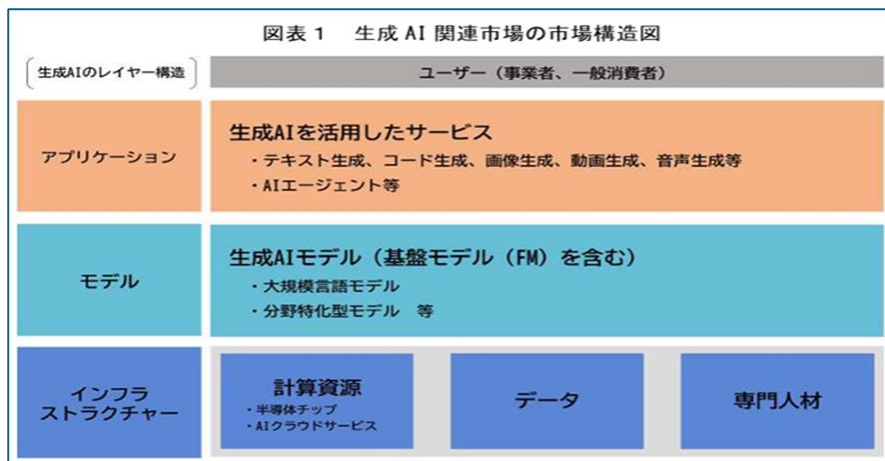
| 公取委が公表した AI 関連の資料 | 主な内容 |
|--|--|
| ① デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書 「アルゴリズム/AI と競争政策」³ (2021 年 3 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル市場における競争政策に関する研究会」を設置し、アルゴリズム/AI と競争政策について日本で初めて横断的な検討を実施(2020 年 7 月から 2021 年 3 月まで 8 回開催) ・競争に重要な影響を与え得ると考えられる論点として、「アルゴリズム/AI と協調的行為」、「ランキング操作」、「パーソナライゼーション」、「アルゴリズム/AI と競争力」及び「デジタルプラットフォームとアルゴリズム/AI の課題」を提示 |
| ② ディスカッションペーパー 「生成 AI を巡る競争」⁴ (2024 年 10 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・生成 AI 関連市場の市場構造をインフラストラクチャーレイヤー、モデルレイヤー及びアプリケーションレイヤーの 3 つのレイヤーに整理 ・今後の議論に資することを目的として独占禁止法及び競争政策上の論点を提示 |
| ③ 実態調査報告書 「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.1.0」 (2025 年 6 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ディスカッションペーパーに係る情報・意見の募集に寄せられた、国内外の生成 AI 開発者(生成 AI モデル開発事業者、事業者団体等)及び利用者からの情報・意見を分析 ・国内外の事業者、有識者、関係省庁、海外当局等からのヒアリング結果(約 50 者) |
| ④ 実態調査報告書 「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0」 (2026 年 4 月) | <ul style="list-style-type: none"> ・公取委のウェブサイト上における生成 AI に関する情報提供フォームに寄せられた情報・意見を分析 ・国内外の事業者や有識者、関係省庁、海外当局等からのヒアリング結果(約 30 者) ・ディスカッションペーパー及び ver.1.0 報告書の内容を集約 ・ver.1.0 報告書では把握しきれなかった点も含めて、現時点の生成 AI 関連市場の実態を再整理 |

2. 生成 AI 関連市場の概要に関するアップデート

公取委が公表した上記1. の表における②～④までの公表資料は、いずれも生成 AI 関連市場の市場構造を、インフラストラクチャー、モデル及びアプリケーションの 3 つのレイヤーに整理している。

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital/210331digital_hokokusho.pdf

⁴ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241002_generativeai_02.pdf



（出典: ver.2.0 報告書 5 頁から引用）

ver.1.0 報告書から ver.2.0 報告書へアップデートするにあたり、公取委は、インフラストラクチャーレイヤーの「計算資源」の中に、半導体チップだけではなく、AI クラウドサービスも明記することにより、AI クラウドサービスが、半導体チップに並ぶ計算資源の提供の一つの類型であると整理した。

多くの生成 AI モデル開発事業者や、生成 AI モデルを使った「テキスト、コード、画像、動画、音声・音楽等の様々な用途に応じた」⁵アプリケーションの開発事業者は、NVIDIA 等の半導体チップメーカーから、直接、GPU 等の半導体チップを調達して生成 AI の自前の計算資源として利用するだけでなく、AI クラウドサービス⁶提供事業者から、GPU を搭載したサーバ等を利用した生成 AI 開発に最適化されたクラウドサービスの提供を受けることで、生成 AI を開発しているとの整理がされている。この整理は、ver.1.0 報告書では、スイッチングコストの問題⁷の中で記載されていたところ、ver.2.0 報告書では、同じくスイッチングコストの問題として記載されるとともに、上述のように計算資源の一類型として再整理された。

これは、計算資源の提供それ自体にエコシステムが存在することを示しており、計算資源エコシステムの上流レイヤー（川上）に位置する GPU 等の半導体チップメーカーや、GPU 等を動かすソフトウェアメーカーといった商品供給者から、下流レイヤー（川下）に位置する GPU 等を搭載したサーバを管理するデータセンター運営事業者や、AI クラウドサービス提供事業者といったサービス供給者までをプレイヤーとするレイヤー構造になっていることを表している。その上で、下流レイヤーである AI クラウドサービス市場を覬念し、大手クラウドサービス提供事業者である Amazon Web Services、Microsoft Azure 及び Google Cloud の大手 3 社が、日本における有力な地位を占める状況は継続していくことが見込まれるとしている⁸。

また、公取委は、アプリケーションレイヤーの「生成 AI を活用したサービス」の中に、「AI エージェント等」を明記した。AI エージェントは、ver.1.0 報告書と ver.2.0 報告書の双方において、「特定の目的を達成するために環境を認識し、自律的に意思決定を行う AI システムのことを指す。」⁹と定義されている。ver.1.0 報告書では、「現在は、定型的なフロー業務に対して、AI エージェントが一部又は全体を代替することが可能となっている。」「AI エージェントの普及により競争が一層

⁵ ver.2.0 報告書 15 頁

⁶ ver.2.0 報告書において、AI クラウドサービスは、「半導体チップの性能をクラウドとして提供しているサービス」と定義されている（6 頁）。

⁷ 「生成 AI モデル及び生成 AI プロダクトの開発において、利用しているクラウドサービスを他のクラウドサービスへ切り替える場合、切替えに伴うデータの移行コスト等が発生する。また、ある半導体チップが特定のクラウドサービスを通じてのみ利用可能とされている場合には、利用する特定の半導体チップの変更・切替えも伴うため、総合的な切替えコスト等が発生する。」（ver.1.0 報告書 31 頁、ver.2.0 報告書 18 頁）。

⁸ ver.2.0 報告書 9 頁

⁹ ver.1.0 報告書 27 頁脚注 30、ver.2.0 報告書 17 頁脚注 34

激化していく可能性もある」と記載されていた¹⁰一方、ver.2.0 報告書では、「AI エージェントも日常的な業務やサービスにおいて定着しつつある。」との記載へアップデートされた¹¹。このように、生成 AI モデルを使ったアプリケーションがより広範に使用され、生成 AI を活用したサービスの大規模化及び複雑化に伴って、自律的に意思決定を行う AI エージェントの果たす役割が大きくなった状況を踏まえ、アプリケーションレイヤーに AI エージェントを明記したと考えられる。

3. 独占禁止法上の論点の再整理

ver.1.0 報告書では、公取委は、独占禁止法の問題となりうる行為について、「アクセス制限・他社排除」及び「抱き合わせ」の観点から整理をしていたところ、ver.2.0 報告書では、その内容を「モバイル OS 上の専用ソフトウェアに関する制限行為」及び「既存のデジタルサービスに生成 AI を統合する行為」の観点から再整理している。

以下では、公取委が実施したヒアリングにおいて懸念が聞かれた行為（以下①～④の行為）に加え、具体的な懸念は聞かれなかったものの問題となるおそれがある行為（以下⑤及び⑥の行為）について概説する。

なお、以下の行為は、既存の競争者や新規参入者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合（市場閉鎖効果がある場合）に独占禁止法違反となる。

| (1) モバイル OS 上の専用ソフトウェアに関する制限行為 | | |
|---|--|---|
| (アプリ開発事業者等が生成 AI モデルを使用するための仕組み) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ モバイル OS 提供事業者が、モバイル OS 上の専用ソフトウェアをアプリ開発事業者等に提供する。 ・ アプリ開発事業者等は、API 接続等でその専用ソフトウェアにアクセスすることによって、モバイル OS 提供事業者が提供するオンデバイス生成 AI モデル¹²(ver.2.0 報告書では「純正オンデバイス生成 AI モデル」と呼ばれている。)を使用してアプリや商品・サービスをユーザーに配布することが可能となる。 ・ これにより、アプリ開発事業者等は、モバイル OS 提供事業者の専用ソフトウェアに代わるソフトウェア(ver.2.0 報告書では「代替ソフトウェア」と呼ばれている。)を用意することなく、アプリや商品・サービスの開発の簡素化、セキュリティの確保、パフォーマンスの最適化等の機能の提供を受けることができる。 | | |
| <p>① 問題となりうる行為¹³</p> <p>モバイル OS 市場において有力な地位にある事業者が、純正オンデバイス生成 AI モデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等に対して、自社のアプリや商品・サービスはアクセスできる専用ソフトウェアへのアクセスを制限するような行為</p> | <p>(歪められる競争環境)</p> <p>純正オンデバイス生成 AI モデルを使用したモバイル向けのアプリ等の市場</p> | <p>(違反類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排除型私的独占 ・ 競争者に対する取引妨害 <p>等</p> <p>※スマホソフトウェア競争促進法 6 条(アプリ開</p> |

¹⁰ ver.1.0 報告書 27～28 頁

¹¹ ver.2.0 報告書 17～18 頁

¹² ver.2.0 では、「生成 AI 技術に関しても、生成 AI モデルの小型化等により、一部のスマートフォン上で生成 AI モデルを動作させることが可能となっている。こうしたスマートフォン上で動作する生成 AI モデル(以下「オンデバイス生成 AI モデル」という。)は、モバイル OS を通じて端末内で処理を完結させている。」とされている(21 頁)。

¹³ ver.2.0 報告書 27～28 頁

| | | |
|--|--|---|
| <p>② 問題となりうる行為¹⁴</p> <p>モバイル OS 市場において有力な地位にある事業者が、専用ソフトウェアを通じてアクセスすることができるオンデバイス生成 AI モデルを純正オンデバイス生成 AI モデルに限定する行為。ただし、その結果、アプリ開発事業者等が、代替ソフトウェアを通じてサードパーティのオンデバイス生成 AI モデルを使用することが困難となるような場合に限る。</p> | <p>(歪められる競争環境)</p> <p>オンデバイス生成 AI モデルを使用したモバイル向けのアプリ等の市場</p> | <p>発事業者に対する不正な取扱いの禁止)や 7 条 2 号(OS 機能の利用妨害の禁止)に定められる禁止行為を、モバイル OS に係る指定事業者が行った場合には同法違反となる。</p> |
|--|--|---|

| (2) 既存のデジタルサービスに生成 AI を統合する行為 | | |
|--|--|---|
| <p>③ 問題となりうる行為¹⁵</p> <p>特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、既存のデジタルサービス(主たる商品・役務)に生成 AI モデル又は生成 AI アプリケーション(従たる商品)を統合して提供する行為¹⁶。ただし、既存のデジタルサービスと、生成 AI モデル又は生成 AI アプリケーションとが別の商品といえる場合に限る。</p> | <p>(歪められる競争環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生成 AI モデル市場 ・ 生成 AI アプリケーション市場 | <p>(違反類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排除型私的独占 ・ 抱き合わせ販売等 |
| <p>④ 問題となりうる行為¹⁷</p> <p>特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、技術上の必要性等の合理的な理由がないのに、又は、その必要性等の範囲を超えて、競合する生成 AI モデル開発事業者が提供する生成 AI に対して、当該デジタルサービスへの API 接続等を制限すること等により、ユーザーが当該デジタルサービスにおいて競合する生成 AI モデルを使用することを妨げる行為</p> | <p>(歪められる競争環境)</p> <p>生成 AI モデル市場</p> | <p>(違反類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排除型私的独占 ・ 競争者に対する取引妨害等 |
| <p>⑤ 具体的な懸念は聞かれなかったもの問題となりうる行為¹⁸</p> <p>クラウドサービス市場において有力な地位にある事業者が、自社のクラウドサービスに自社の生成 AI を統合して提供する行為</p> | <p>(歪められる競争環境)</p> <p>生成 AI 関連市場¹⁹</p> | <p>(違反類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排除型私的独占 ・ 抱き合わせ販売等 |

¹⁴ ver.2.0 報告書 29～30 頁

¹⁵ ver.2.0 報告書 31～32 頁

¹⁶ 統合の例は、ver.2.0 報告書 17 頁に記載されている。

¹⁷ ver.2.0 報告書 33～34 頁

¹⁸ ver.2.0 報告書 34 頁

¹⁹ ver.2.0 報告書において、生成 AI 関連市場のどのレイヤーに市場閉鎖効果が生じるおそれがあるのかについての記載はなされていない。

| | | |
|---|--------------------------------------|---|
| <p>⑥ 具体的な懸念は聞かれなかったものの問題となりうる行為²⁰</p> <p>生成 AI 関連市場において有力な地位にある事業者が、自社の生成 AI のライセンスにおいて、当該事業者の競争者が提供するクラウドサービスの利用者に対してのみ、不当に高額なライセンス料を設定する行為</p> | <p>(歪められる競争環境)</p> <p>クラウドサービス市場</p> | <p>(違反類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排除型私的独占 ・ 差別対価 ・ 取引条件等の差別取扱い ・ 競争者に対する取引妨害 |
|---|--------------------------------------|---|

なお、その他の独占禁止法上の問題として、公取委は、ver.1.0 報告書と同様に、自社優遇、生成 AI を用いた並行行為及びパートナーシップによる高度専門人材の獲得の3つについて、ver.2.0 報告書においてもディスカッションペーパーで提示された論点の概要を紹介している。なお、これまでにこれらの3つの行為についての意見は公取委に寄せられていないとのことである²¹。

4. おわりに

公取委は、今後の取組として、各国・地域の競争当局との意見交換を行い、海外関係当局と継続的に連携して競争環境の整備を図っていくとしており、ver.2.0 報告書の別紙においても、「生成 AI 関連市場における主な海外競争当局等の動き」を紹介していることから、グローバルに展開する生成 AI 関連市場の動向を注視していることが窺われる。全世界的な生成 AI の本格的な普及に伴って生じうる競争上の問題への取組を通じて、イノベーションを後押しする競争環境の整備が期待される。

なお、別紙において紹介されている、欧州委員会、英国競争・市場庁(CMA)、米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会(FTC)が連盟で発表した「生成 AI 基盤モデル及び AI 製品の競争における共同宣言」(2024 年 7 月 23 日)の概要は、商事法務ポータル掲載の記事²²でも取り上げている。

以上

²⁰ ver.2.0 報告書 34 頁

²¹ ver.2.0 報告書 35 頁

²² 後藤未来=新藤友理「生成 AI 基盤モデルと AI 製品における競争に関する共同声明」の公表(欧州委員会競争総局、米国司法省反トラスト局等)商事ポータル(2024 年 8 月 29 日)

<https://portal.shojihomu.jp/archives/70091>

II. 公正取引委員会による「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」改正案に対する意見募集

弁護士 石田 健 / 弁護士 藏野 舞

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2026年5月13日、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」改正案(以下「本改正案」という。)に対する意見募集を行った²³。

事業者が、自社製品を仕入れる小売業者等に対して販売価格を指定し、それを遵守させる再販売価格維持行為は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」という。)上、原則として違法とされている。公取委は「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。)において、再販売価格維持行為の判断基準を、例外として違法とならない場面や具体例とともに示している²⁴。さらに近年の相談事例集において、流通・取引慣行ガイドラインで示されている具体例には直接該当しない事案についても、公取委の見解が示されてきた。

本改正案は、これまで関連する相談事例集において公取委が示してきた考え方を踏まえ、再販売価格維持行為に関する例外及び具体例を追加するものである。これにより、適法な再販売価格維持行為の具体的内容が明らかとなることで、事業者による独占禁止法違反の未然防止及び適正な事業活動の確保に資することが期待されている。

本稿では、まず現行の流通・取引慣行ガイドライン及び再販売価格維持行為に関する規律を概観した上で、本改正案の背景及び本改正案の要点を簡潔に整理する。

2. 流通・取引慣行ガイドラインについて

公取委は、不公正な取引方法(独占禁止法2条9項等)に該当する行為類型に係る判断基準を具体的に明確化すること等を目的として、流通・取引慣行ガイドラインを作成・公表している。

独占禁止法は、自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、①相手方に対しその販売する商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること、②相手方をして①と同様の行為をさせることは、不公正な取引方法に該当し違法となると規定する²⁵。これに関し、流通・取引慣行ガイドラインでは、再販売価格維持行為について、公取委の見解が示されている。同ガイドラインによれば、再販売価格維持行為は、流通業者間の価格競争を減少又は消滅させ、競争阻害効果が大きいことから、原則として違法となると説明されている(流通・取引慣行ガイドライン第1部第1-1(2)、2(1))。

もっとも、流通・取引慣行ガイドラインによれば、小売業者や卸売業者等の取引先事業者(以下「取引先事業者」という。)が単なる取次ぎとして機能し、実質的にみれば事業者自身が商品販売していると認められる場合には、当該事業者が取引先事業者に対して価格を指示しても、通常、違法とはならないとされている。このような場合に例外が認められるのは、上記①や②では取引先事業者が「自己の供給する商品を購入する相手方」に該当しない、又は取引先事業者が販売価格の決定権限を持たないためと考えられる²⁶。これに関し、同ガイドラインは、違法とならない例として、以下の2つの

23 公取委「(令和8年5月13日)「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」改正案に対する意見募集について」(2026年5月13日)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/may/260513ryuutor.html>

24 公取委「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(2017年6月16日最終改正)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>

25 独占禁止法2条9項4号・19条

26 菅久修一編著『独占禁止法(第5版)』(商事法務、2024)147-148頁〔伊永大輔〕

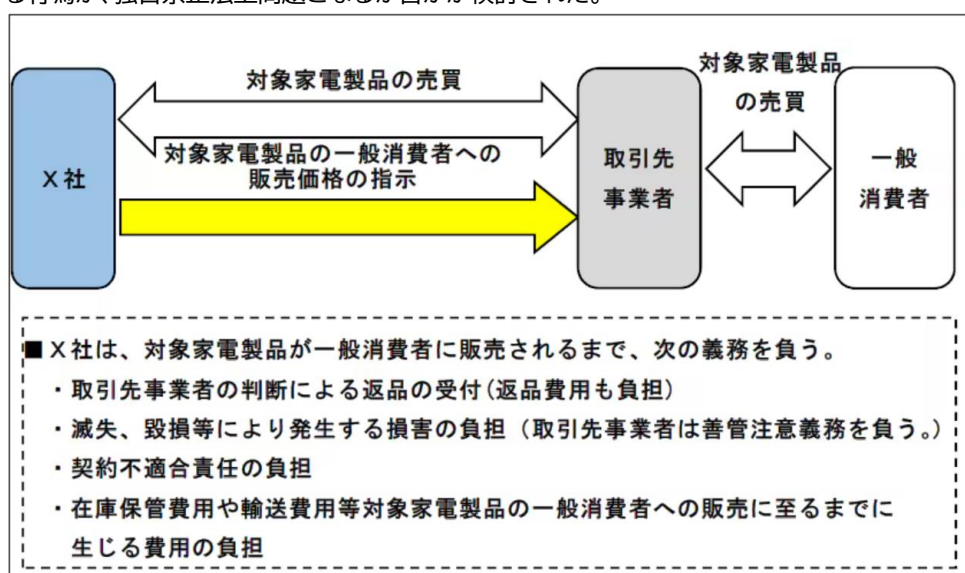
場合を示している(流通・取引慣行ガイドライン第1部第1-2(7))。

① 「委託販売の場合であって、受託者は、受託商品の保管、代金回収等についての善良な管理者としての注意義務の範囲を超えて商品が滅失・毀損した場合や商品が売れ残った場合の危険負担を負うことはないなど、当該取引が委託者の危険負担と計算において行われている場合」

② 「メーカーと小売業者(又はユーザー)との間で直接価格について交渉し、納入価格が決定される取引において、卸売業者に対し、その価格で当該小売業者(又はユーザー)に納入するよう指示する場合であって、当該卸売業者が物流及び代金回収の責任を負い、その履行に対する手数料分を受け取ることとなっている場合など、実質的にみて当該メーカーが販売していると認められる場合」

3. 本改正案の背景

近時の公取委の相談事例²⁷において、たとえば令和6年度相談事例1²⁸では、下図のとおり、家電メーカーであるX社と取引先事業者との間で対象家電製品の売買の形式を採る場合に、当該取引先事業者に対して対象家電製品の販売価格を指示する行為が、独占禁止法上問題となるか否かが検討された。



出典:「独占禁止法に関する相談事例集(令和6年度)」²⁹

27 本文で紹介している令和6年度相談事例1のほか、関連する相談事例として以下の2つが挙げられる。

■ 「独占禁止法に関する相談事例集(平成28年度)」相談事例1

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h29/h28nendomokuji/h28nendo01.html>

平成28年度相談事例1では、メーカーと小売業者との間で売買契約の形で商品を提供する場合について、商品売れ残りのリスク、在庫管理のリスク、代金回収のリスクに言及し、直接の取引先は単なる取次ぎとして機能しており、実質的にみてメーカーが販売していると認められ、独占禁止法上問題となるものではないとの考え方が示された。

■ 「独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)」相談事例5

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r2/r1nendomokuji/r1nendo05.html>

令和元年度相談事例5でも、平成28年度相談事例1の点のほか瑕疵担保責任にも言及し、直接の取引先は単なる取次ぎとして機能しており、実質的にみてメーカーが販売していると認められ、独占禁止法上問題となるものではないとの考え方が示された。

28 「独占禁止法に関する相談事例集(令和6年度)」相談事例1

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r7/r6nendomokuji/r6nendo01.html>

29 前掲注28に同じ

このような事例では、メーカーと取引先事業者との間で対象商品の売買の形式が取られているため、通常の委託販売には該当せず、メーカーと一般消費者が直接価格を交渉することも想定されていないことから、上記 2.の①又は②の例外に該当しない。しかし、令和 6 年度相談事例 1 では、公取委は、以下の事情を考慮して、取引先事業者が単なる取次ぎとして機能しており、実質的には家電メーカーである X 社が一般消費者に対して家電製品を販売していると評価できるとして、当該価格指示行為は独占禁止法上問題とならないとの考え方を示した。

| 相談事例における独占禁止法上の考え方 | |
|--------------------|--|
| 商品売れ残りのリスク | 取引先事業者は、一般消費者に販売されるまでの間、いつでも商品を返品することができ、その場合 X 社は、返品費用を負担するとともに、代金相当額を返金することから、実質的には X 社が商品売れ残りのリスクを負担しているといえる。 |
| 契約不適合リスク等 | 一般消費者への販売前における商品の契約不適合責任及び商品の滅失・毀損等の在庫管理上のリスクについて、原則として X 社が負担し、取引先事業者は、善管注意義務を怠ったことに起因するものを超えるリスクを負わない。 |
| 代金回収リスク | 一般消費者への販売においては現金又はクレジットカードによる決済が一般的であり、取引先事業者が実質的な代金回収リスクを負担するものではない。 |
| 販売に至るまでの費用負担 | X 社は、在庫保管費用や輸送費用等、一般消費者への販売に至るまでに生じる費用を負担し、また当該費用に不足がある場合には協議に応じて確認された不足の費用を負担する必要がある。 |

上記のとおり、公取委からは、家電メーカーである X 社が一般消費者への販売に至るまでに生じるリスク及び費用を負担することを前提に、当該価格指示行為は独占禁止法上問題とならないとの見解が示されている。とりわけ令和 6 年度相談事例 1 では、それまでの相談事例で考慮された要素に加え、在庫保管費用や輸送費用等、一般消費者への販売に至るまでに生じる費用の負担と当該費用に関する協議についても明示的に言及された点が特徴的である。

4. 本改正案の概要

本改正案は、上記 2.の①及び②に、再販売価格維持行為の例外となる場合を新たに一つ追加するとともに、その具体例を示すものである。

本改正案では、例外③は以下のように定められている。

③ 「流通業者に対して商品を販売する場合であって、メーカーが、流通業者において当該商品のユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用を自ら負担することにより、実質的にみて当該メーカーがユーザーに販売していると認められる場合」

ここで、「ユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用」の内容は、個別具体的な事案に即して判断するが、通常、次の各要素がこれに含まれるものとされている。

- (i) 売れ残った場合の危険
- (ii) 契約不適合があった場合の危険
- (iii) 在庫保管についての善良な管理者としての注意義務の範囲を超えて商品が滅失・毀損した場合の危険
- (iv) 代金回収が不能となった場合の危険
- (v) ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用(在庫保管費用、輸送費用、広告宣伝費用等)

とりわけ、上記(v)の「広告宣伝費用」は、令和6年度相談事例1においては明示されていなかった費目であるが、本改正案においては「ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用」として明記されている。

さらに本改正案では、メーカーが(v)「ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用」を網羅的に把握することが困難な場合も考えられるため、当該費用をメーカーが負担する旨、費用の項目及び負担方法、並びに項目に不足がある場合には流通業者が協議を申し出ることができる旨をあらかじめ明示した上で、流通業者から協議の申出があったときはその内容について協議し、かかる過程で確認された費用をメーカーが負担すれば、通常、メーカーが当該費用を負担したものと評価されるとされている。もっとも、協議の結果であっても、当該費用の一部でも流通業者に負担させる場合には、メーカーがこれを負担したとはいえないとされている点に留意を要する。

なお、再販売価格維持行為の例外③の具体例は、令和6年度相談事例1の事例が引用される形で記載されている。

5. おわりに

本改正案は、再販売価格維持行為に関する例外類型を新たに整理・明確化するものであり、実務上も一定の意義を有する。他方で、本稿執筆時点ではまだ意見募集がなされた段階であり、その内容が確定したものではないことに留意を要する。なお、意見募集は2026年6月11日18時で締め切れ、現在、公取委において提出された意見を検討中であると思われる。

実務上、メーカーが再販売価格維持行為の例外③を満たす販売施策の採用を検討する際には、「ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用」として、メーカーがどの範囲まで費用を負担すべきかが中心的な論点になるものと考えられる。とりわけ、在庫保管費用、輸送費用、広告宣伝費用等の例示があるものの、その外延はなお必ずしも明確とはいえず、本改正案の意見募集においても、この点に関する具体的な質問や補充を求める意見が提出されることが予想される。

以上を踏まえ、本改正案の文言や運用の明確化に向けて、募集された意見とそれに基づく修正や補充の有無を含め、今後の動向を注視する必要がある。

以上

Ⅲ. 2026年3月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2026年3月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Q&A BtoCビジネスと企業の法実務対応 消費者庁所管主要9法令から理解する
2026年5月(共著:[橋本 康](#)) 有斐閣
- ◆ 書評－滝澤紗矢子ほか編『優越的地位濫用規制の現在地と新展開－デジタル時代の搾取規制』
2026年5月(著:[中野 雄介](#)) 有斐閣 ジュリスト 5月号
- ◆ 公取委「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表
2026年4月(著:[西山 洋祐](#)、[吉田 崇裕](#)) 商事法務 CODE

IV. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

- ◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2027 Edition)

[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[臼杵 善治](#)、[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒万](#)、[西向 美由](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ Chambers Asia-Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ 日本経済新聞 - 2025 年 企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング

[中野 雄介](#)、[矢上 浄子](#)

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 山田 篤 (atsushi.yamada@amt-law.com)
弁護士 新藤 友理 (yuri.shindo@amt-law.com)
弁護士 石田 健 (takeshi.ishida@amt-law.com)
弁護士 藏野 舞 (mai.kurano@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。